

岐阜県地方就職学生支援事業における揖斐川町地方就職支援金交付要綱

令和6年4月1日

告示第43号

(趣旨)

第1条 この告示は、「清流の国ぎふ」創生総合戦略及び揖斐川町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、東京圏の大学又は大学院（以下「大学等」という。）を卒業又は修了した学生の揖斐川町内への移住を伴う県内就職を支援するため、岐阜県と共同して行う岐阜県地方就職学生支援事業において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）内の大学等を卒業又は修了して、揖斐川町に移住する見込みの者が、地方就職支援金の支給要件を満たした場合に、予算の範囲内において地方就職支援金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 地方就職支援金の交付については、岐阜県地方就職学生支援事業の交付実施要領（以下、県実施要領という。）、法令等の定めるところによるほか、この告示に定めるところによるものとする。

(交付金額)

第2条 地方就職支援金の金額は、次のとおりとする。

- (1) 交通費 第4条第3項の要件を満たす企業等への採用選考活動に参加するために要した往復交通費の額（1,000円未満切捨て）とし、11,000円を上限とする。
- (2) 移転費 第4条第3項の要件を満たす企業等への就職に伴い、揖斐川町へ移住するために要した移転費の額（1,000円未満切捨て）とする。ただし、最低限の費用であることが証明できない場合は、81,500円を上限とする。

(交付回数)

第3条 地方就職支援金の交付は、交通費及び移転費についてそれぞれ、1人につき1回を限度とする。

(対象者要件)

第4条 対象者は、申請時において次項及び第3項の要件を満たす者とする。

2 移住等に関する要件は、次の各号の全てを満たすものとする。

- (1) 移住元に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 大学等の卒業又は修了年度において、東京都内に本部がある大学等の東京

圏のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）及び平成22年国勢調査から令和2年国勢調査の人口減少率が10%以上の市町村をいう。以下同じ。）以外の地域のキャンパスに在学（原則4年以上）し、当該大学等を卒業又は修了していること。ただし、地方就職支援金のうち交通費については、在学中（卒業見込み）の場合も対象とする。

イ 大学等の卒業又は修了年度において、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に継続して在住していること。

（2） 移住先に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 揖斐川町に移住したこと。ただし、地方就職支援金のうち交通費については、岐阜県内に所在する企業等に就職することが内定している場合も対象とする。

イ 申請時において、大学等の卒業又は修了日から1年以内かつ就業開始日から1年以内であること。ただし、在学中（卒業見込み）に地方就職支援金のうち交通費を申請する場合は、就業開始予定日前1年以内であること。

ウ 地方就職支援金の申請日から5年以上継続して、揖斐川町に居住する意思を有していること。ただし、在学中（卒業見込み）に地方就職支援金のうち交通費を申請する場合は、卒業又は修了後に次項の要件を満たす企業等に就職し、揖斐川町に移住する意思を有していること。

（3） その他の要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

イ 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

ウ その他岐阜県又は揖斐川町が地方就職支援金の支給対象として不適当と認めた者でないこと。

3 就業に関する要件は、次の各号の全てを満たすものとする。

（1） 就業先企業等に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 勤務地が岐阜県内に所在する企業等に、前項第1号の要件を満たす大学等

を卒業又は修了してから1年以内に就職していること。

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業、接待業務受託営業を営む者でないこと。

ウ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。

エ 官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。

（2） 就業条件等に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 週20時間以上の無期雇用契約に基づく就業であること。ただし、在学中（卒業見込み）に地方就職支援金のうち交通費を申請する場合は、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。

イ 岐阜県内での勤務地限定型社員としての採用であること。ただし、在学中（卒業見込み）に地方就職支援金のうち交通費を申請する場合は、岐阜県内での勤務地限定型社員として採用予定であること。

（交付の申請）

第5条 地方就職支援金の申請者は、岐阜県地方就職学生支援事業に係る地方就職支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）、就業（内定）先企業等による就業（内定）証明書（様式第2号）、交通費等の領収書の写し及び本人確認書類の写しに加え、前条第2項及び第3項の要件を満たすことを証する書類を町長に提出しなければならない。

（交付決定の通知）

第6条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、地方就職支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに岐阜県地方就職学生支援事業に係る地方就職支援金交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知する。

2 町長は、審査の結果、地方就職支援金の交付を不適当と認めるとき又は予算上の理由等により当該年度における交付ができないときは、岐阜県地方就職学生支援事業に係る地方就職支援金不交付決定通知書（様式第4号）により、当該申請者に通知する。

（支援金の交付）

第7条 町長は、交付決定を行った申請者に対して、申請から3か月以内に地方就職支援金の交付を行う。

(報告及び立入調査)

第8条 岐阜県及び揖斐川町は、岐阜県地方就職学生支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、岐阜県地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(交付決定の取消し及び返還請求)

第9条 町長は、地方就職支援金の交付を受けた者が次項及び第3項に掲げる要件に該当するときは、岐阜県地方就職学生支援事業に係る地方就職支援金交付決定取消通知書兼返還請求書(様式第5号)により、地方就職支援金の交付決定を取り消し、地方就職支援金の全額又は半額の返還を請求する。ただし、就業している企業等の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして岐阜県及び揖斐川町が認めた場合はこの限りでない。

2 全額の返還は、次の各号に該当するときとする。

- (1) 地方就職支援金のうち交通費の申請日から1年以内に、地方就職支援金の要件を満たす内定先企業等へ就業しなかったとき。
- (2) 地方就職支援金のうち交通費の申請日から1年以内に、揖斐川町に転入しなかったとき(申請日に既に揖斐川町に住民票がある場合を除く。)
- (3) 就業開始日から1年以内に地方就職支援金の要件を満たす職を辞したとき(退職日から3か月以内に第4条第3項の要件を満たす別の企業等に就業する場合を除く。)
- (4) 揖斐川町への転入日、第4条第3項第1号の要件を満たす企業等への就業開始日又は地方就職支援金の申請日のいずれか遅い日から3年未満に揖斐川町以外の市区町村に転出したとき。
- (5) 虚偽の申請であることや居住や就業の実態がないこと等が明らかとなったとき。

3 半額の返還は、揖斐川町への転入日、第4条第3項第1号の要件を満たす企業等への就業開始日又は地方就職支援金の申請日のいずれか遅い日から3年以上5年以内に揖斐川町以外の市区町村に転出したときとする。

(雑則)

第10条 この告示に定めるもののほか、地方就職支援金の交付に必要な事項は、岐

岐阜県と揖斐川町が協議して定める。

附 則

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 8 月 6 日告示第 1 0 5 号）

この告示は、公表の日から施行し、改正後の岐阜県地方就職学生支援事業における揖斐川町地方就職支援金交付要綱の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。